

# 監査報告書

令和 2年 5月25日

学校法人 布川学園  
理事会 御中

監事 大澤清勝  
監事 安藤壽達

私たちは、当学園の寄附行為第8条の規定により、学校法人布川学園の令和1年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)及び財産目録について監査を行い、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会等重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校法人布川学園において業務及び財産の状況を調査しました。

## 2. 監査の結果

- (1)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2)学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上